

新潟市国民保護計画

令和 6 年 6 月

新 潟 市

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務，計画の位置づけ，構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市地域防災計画等との関連	2
4	市国民保護計画の見直し，変更手続	3
5	用語の定義	3
第2章	国民保護措置に関する基本方針	7
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	10
第4章	市の地理的，社会的特徴	15
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	21
1	武力攻撃事態	21
2	緊急処理事態	22
第2編	平素からの備え等予防に関する計画	24
第1章	組織・体制の整備等	24
第1	市における組織・体制の整備	24
1	市の各部課における平素の業務	24
2	市職員の参集基準等	24
3	消防機関の体制	27
第2	関係機関との連携体制の整備	27
1	基本的考え方	27
2	県との連携	28
3	近接市町村との連携	29
4	指定公共機関等との連携	29
5	ボランティア団体等に対する支援等	30
6	地域コミュニティによる共助意識の醸成	30
第3	通信の確保	31
第4	情報収集・提供等の体制整備	32
1	基本的考え方	32
2	警報等の伝達に必要な準備	33
3	安否情報の収集，整理及び提供に必要な準備	34
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	35
第5	研修及び訓練	37

1	研修	3 7
2	訓練	3 7
第2章	避難・救援体制の整備	4 0
1	避難に関する基本的事項	4 0
2	避難実施要領のパターンの作成	4 1
3	救援に関する基本的事項	4 2
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	4 2
5	避難施設の指定	4 3
6	医療救護体制の整備	4 5
7	生活関連等施設の把握等	4 6
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	4 8
1	市における備蓄	4 8
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	4 9
第4章	国民保護に関する啓発	5 0
1	新潟市非核平和都市宣言等の周知	5 0
2	国民保護措置に関する啓発	5 1
3	武力攻撃事態等において市民等がとるべき行動等に関する啓発	5 2
第3編	武力攻撃事態等への対処に関する計画	5 3
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	5 3
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	5 3
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	5 6
第2章	市対策本部の設置等	5 7
1	市対策本部の設置	5 7
2	通信の確保	6 3
第3章	関係機関相互の連携	6 5
1	国・県の対策本部との連携	6 5
2	知事，指定行政機関の長，指定地方行政機関の長等への措置要請等	6 5
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	6 6
4	他の市町村等に対する応援の要求，事務の委託	6 7
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	6 7
6	市の行う応援等	6 8
7	ボランティア団体等に対する支援等	6 8
8	市民等への協力要請	6 9

第4章 警報及び避難の指示等	70
第1 警報の伝達等	70
1 警報の内容の伝達等	70
2 警報の内容の伝達方法	71
3 緊急通報の伝達及び通知	72
第2 避難住民の誘導等	73
1 避難の指示の通知・伝達	73
2 避難実施要領の策定	74
3 避難住民の誘導等	78
4 避難住民の受入れ	85
5 避難後の状況の変化等に応じた措置	86
6 避難の長期化への対処	86
7 避難指示の解除	87
第5章 救 援	88
1 救援の実施	88
2 関係機関との連携	89
3 救援の内容	90
4 医療救護活動	93
5 被災者の捜索及び救出	96
6 死体の捜索、処理、火葬及び埋葬	96
7 救援の際の物資の売り渡し要請等	97
8 避難行動要支援者の生活支援	98
第6章 安否情報の収集提供	99
1 安否情報の収集	100
2 県に対する報告	102
3 安否情報の照会に対する回答	104
4 日本赤十字社に対する協力	107
第7章 武力攻撃災害への対処	108
第1 武力攻撃災害への対処	108
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	108
2 武力攻撃災害の兆候の通報	108
第2 応急措置等	109
1 退避の指示	109
2 警戒区域の設定	111
3 応急公用負担等	112
4 消防に関する措置等	112

第3章	生活関連等施設における武力攻撃事態等への対処	114
1	生活関連等施設の安全確保	115
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	115
第4章	大規模駅における武力攻撃事態等への対処	116
1	対象施設の考え方	117
2	施設利用者等の避難措置	117
3	近隣住民等の避難措置	117
4	駅施設が復旧されるまでの市長の情報提供等の措置	118
第5章	港湾施設における武力攻撃事態等への対処	118
1	対象施設の考え方	118
2	施設利用者等の避難措置	118
3	近隣住民等の避難措置	118
第6章	空港旅客ターミナル施設における武力攻撃事態等への対処	119
1	対象施設の考え方	119
2	施設利用者等の避難措置	119
3	近隣住民等の避難措置	120
4	旅客ターミナル施設が復旧されるまでの 市長の情報提供等の措置	120
第7章	石油コンビナート等における武力攻撃事態等への対処	121
1	基本的対応	121
2	構内従業員等の避難措置	121
3	近隣住民等の避難措置	121
4	施設の使用停止命令	122
5	被害の拡大の防止	122
第8章	NBC攻撃による災害への対処等	122
第8章	被災情報の収集及び報告	126
第9章	保健衛生の確保その他の措置	127
1	保健衛生の確保	127
2	廃棄物の処理	128
第10章	国民生活の安定に関する措置	129
1	生活関連物資等の価格安定	129
2	避難住民等の生活安定等	129
3	生活基盤等の確保	130
第11章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	131

第4編 復旧に関する計画等	1 3 5
第1章 応急の復旧	1 3 5
1 基本的考え方	1 3 5
2 公共施設の応急の復旧	1 3 5
第2章 武力攻撃災害の復旧	1 3 7
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	1 3 8
1 国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の請求	1 3 8
2 損失補償，実費弁償及び損害補償	1 3 8
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	1 3 9
 第5編 緊急対処事態への対処	 1 4 1
1 緊急対処事態	1 4 1
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	1 4 1